

教職課程の教科科目について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2018年5月18日）

教職課程の教科科目に関して意見申し上げます。現在私は、中学・高校理科の教員免許取得を目指しております。履修カルテによりますと総合人間学部においては、生物自然史が必修科目となっております。この生物自然史が今年度より隔年開講となり科目選択に大きな制約が生じています。一方理学部の履修カルテを見たところでは、多くの生物学関連の科目が選択必修となっております。なぜこのような違いが生じるのでしょうか。学生から見ると不公平であると言わざるを得ません。教職免許法の規定に基づいてそれぞれの学部ごとに認められたものであることは承知しております。しかし、理学部の選択必修科目は、私の見た限りに全共科目でした。総合人間学部では全共科目として、たとえ受講しても教科科目に認定されない科目が、理学部では選択必修として認められるのかが理解できません。この違いに合理的理由があると思えないのですが、もし理由があるというのであれば、どうか情理を尽くして説明して頂ければ有難く存じます。またこの点に関して、理科だけではなくその他の教科にも学部ごとの違い（合理的とは思えない）があるのではないのでしょうか。法の規定としては学部ごとに免許が認められるのが現状であるとしても、大学として、各学部、各教科の履修カルテを比較検討して、学部間の教科科目に関して異同を極力少なくなるようにするのが務めだと思いますが、この点についても大学のご意見を賜りたいと存じます。どうか、「ご意見を参考にします」というようなお答えではなく、浅学非才の私でも理解できず懇切丁寧な説明を、切にお願い申し上げます。

【回答】（回答日：2018年9月20日）

（教育推進・学生支援部教務企画課）

ご意見ありがとうございます。

大学の学部・学科等に置かれる教職課程は、教職課程認定基準及び学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準により、各学部・学科等の目的・性格と免許状とが相当関係を有し、その学部・学科等の学位プログラムとして開講されている各科目内容と、教育職員免許法施行規則に定められている教職に関する科目及び教科に関する科目内容の修得によって、教員としての専門性を修得することが求められています。これを受けて、教職に関する科目については本学の全教職課程で統一して申請していますが、教科に関する科目については、学部・学科等ごとの目的・性格等に沿って全学共通科目及び専門科目から選択し、申請しています。

高校・中学の理科の免許状についても、理学部と総合人間学部とではその目的・性格等が異なることから、同じ免許状であっても、認定を受けている教科に関する科目やその必修・選択必修の扱いなどが異なることとなっており、その統一は検討しておりません。また、他の教科に関する科目についても、現在のところ統一については検討しておりません。